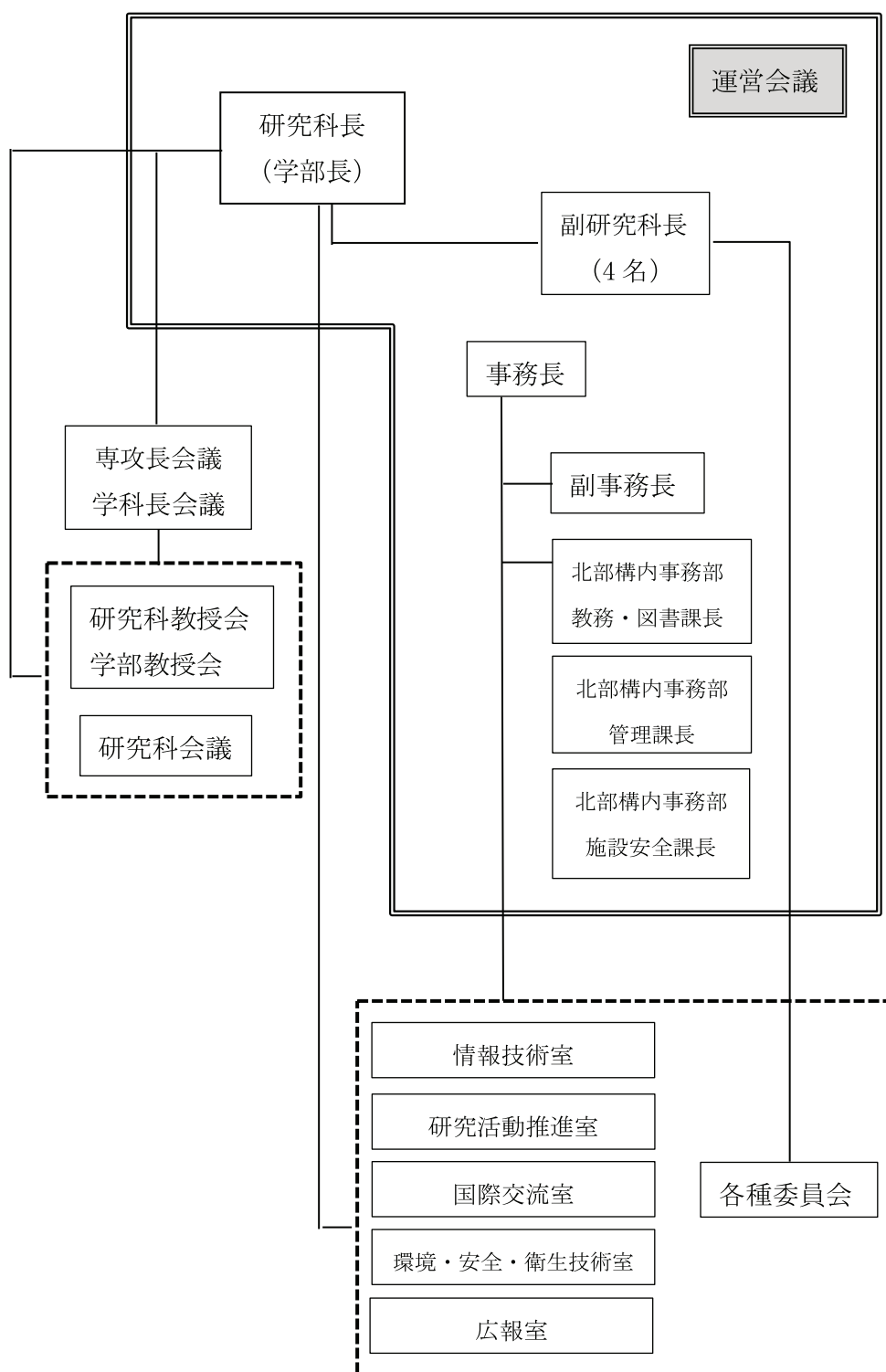


農学研究科の管理運営体制



運営会議の構成と職務分担（令和5年度）

令和5年12月21日現在

氏 名	担 当	所 掌 各 種 委 員 会	特命事項
澤山研究科長	総括 将来構想 施設整備	※ 将来構想検討委員会 ※ 評価委員会 ※ 放射線障害防止委員会 ※ 情報セキュリティ・システム委員会 ※ 防火・防災委員会	・ 中期目標・中期計画 ・ 研究公正 ・ 国際高等教育院対応 ・ 教育研究基金活用
北島副研究科長 (前任評議員)	大学院教務 人権問題 【研究科長代理】	※ 研究科教務委員会 ※ 男女共同参画推進委員会 ・ 人権問題対策委員会 ・ 将来構想検討委員会 ・ 評価委員会	・ 教育体制再編 ・ リーディング大学院対応 (卓越・GSS)
田尾副研究科長 (評議員)	学部教務 国際交流 【国際交流室長】	※ 学部教務委員会 ※ 比較農業論講座運営協議会 ※ 建築委員会 ・ 国際交流委員会 ・ 将来構想検討委員会 ・ 評価委員会	・ 高大接続 (ELCAS) ・ 博士後期支援事業 ・ DD プログラム
橋本副研究科長	広報 評価 研究推進・産官学連携 情報システム 【広報室長】 【情報技術室長】 【研究活動推進室長】	※ 広報委員会 ※ 研究活動評価専門委員会 ※ 教育活動評価専門委員会 ※ 研究活動推進委員会 ・ 将来構想検討委員会 ・ 評価委員会 ・ 情報セキュリティ・システム委員会	・ 100 周年 (2023) 記念事業 ・ 北部一宇治統合・施設整備
木岡副研究科長	制度・組織 学生厚生 環境安全衛生 【環境・安全・衛生技術 室長】	※ 制度・組織等検討委員会 ※ 環境・安全・衛生委員会 ・ 将来構想検討委員会 ・ 評価委員会	・ 学生のメンタルケア ・ 就職支援 ・ スーパーグローバル大学創成支援 事業
濱中事務長 上根副事務長	人事・労務・財務・施設 管理・情報	・ 将来構想検討委員会 ・ 制度・組織等検討委員会 ・ 評価委員会 ・ 人権問題対策委員会 ・ 情報セキュリティ・システム委員会 ・ 環境・安全・衛生委員会 ・ 防火・防災委員会	・ 四明会 ・ 光熱費負担ルール ・ 専攻・学科事務体制整備

「※」は委員長を、「・」は委員を示す。

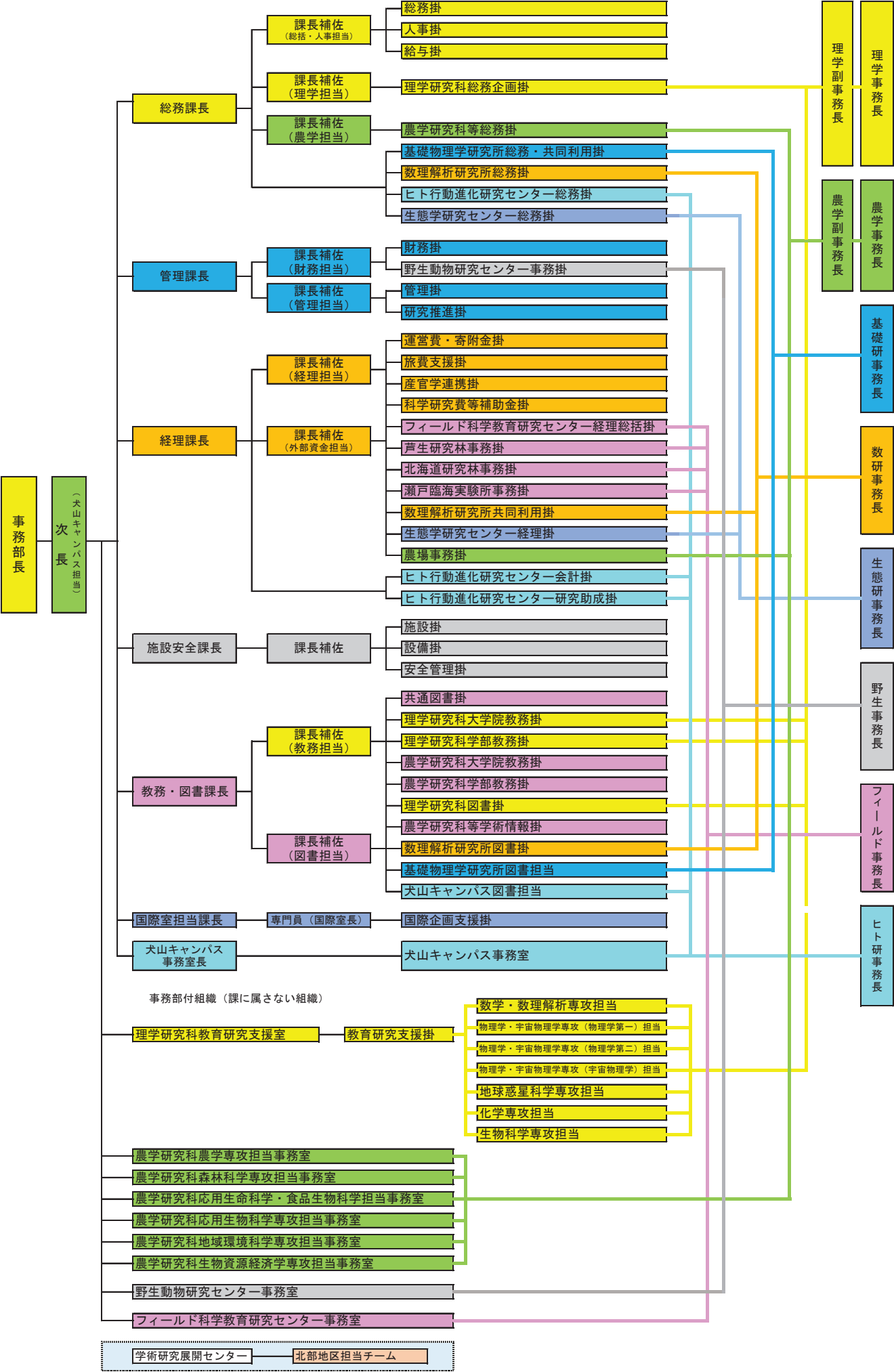
農学研究科・農学部各種委員会一覧

委 員 会 名	構 成	審 議 事 項	所 掌 課 等
研 究 科 教 務 委 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 京都大学学生生活委員会委員 全学FD研究検討委員会委員 専攻の教授 各1名	研究科における教育課程、入学者選抜、学生の厚生補導及びその他教務に関する事項	北部構内教務・図書課 農学研究科大学院教務掛
学 部 教 務 委 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 入学試験企画・研究専門委員会委員 京都大学学生生活委員会委員 全学FD研究検討委員会委員 学科の教授 各1名	学部における教育課程、入学者選抜、学生の厚生補導及びその他教務に関する事項	北部構内教務・図書課 農学研究科学部教務掛
将 来 構 想 検 討 委 員 会	研究科長（委員長） 副研究科長及び評議員、専攻の教授 各1名 事務長	将来構想及び中期計画に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛
制 度 ・ 組 織 等 検 討 委 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 専攻の教授 各1名、附属農場の教授 1名 事務長	制度、組織の改廃及び規程の整備に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛
建 築 委 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 専攻の教授 各1名、附属農場の教授 1名	建築物その他の施設の利用整備に関する事項 敷地と建築物との配合その他敷地の利用に関する事項	北部構内施設安全課 施設掛
広 報 委 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 京都大学広報委員会委員、専攻の教員 各1名 附属施設の教員 各1名、広報室長 副事務長、北部構内教務・図書課長	広報活動の企画、立案及び実施に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛
比 較 農 業 論 講 座 運 営 協 議 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 比較農業論講座教員、専攻の教授 各1名	比較農業論講座の運営に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛 国際交流室
研 究 活 動 推 進 委 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 専攻の教授 各1名、附属農場の教授 1名	研究の活動推進及びプロジェクト研究の企画に関する事項	北部構内管理課研究推進掛
評 価 委 員 会	研究科長（委員長） 副研究科長及び評議員、専攻長、学科長、附属施設長、事務長	教育研究活動等についての評価に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛
国 際 交 流 委 員 会	研究科長が指名する者（委員長） 研究科長が指名する者 国際交流室配置教員2名、専攻の教員 各1名 附属施設の教員 各1名	国際交流、海外派遣及び留学生に関する事項	国際交流室
図 書 委 員 会	京都大学附属図書館協議会協議員（委員長） 専攻の教員 各1名、附属農場の教員 1名	図書室の運営、図書購入その他図書の利用に関する事項	北部構内教務・図書課 学術情報掛

委 員 会 名	構 成	審 議 事 項	所 掌 課 等
環境・安全・衛生委員会	研究科長が指名する者（委員長） 専攻、附属農場及び附属牧場の教員 各1名 衛生管理者 若干名 化学物質管理責任者 若干名 京都大学化学物質管理システム（KUCRS） 運営委員会委員 事務長	環境保全及び安全衛生に関する事項 研究科における北部構内事務部の環境保全及び安全衛生に関する事項	北部構内施設安全課安全管理掛 環境・安全・衛生技術室
情報セキュリティ・システム委員会	研究科長（部局情報セキュリティ責任者）（委員長） 京都大学学術情報メディアセンター協議員 情報セキュリティ技術責任者 研究科長が指名する者 KUIINS利用負担金検討委員会委員 情報環境機構教育用コンピューターシステム運用委員会委員 専攻及び附属施設の教員 各1名 情報技術室の兼任教員 事務長、副事務長、北部構内教務・図書課長	情報セキュリティ及び情報システムの管理運営に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛 情報技術室
農場・牧場連絡協議委員会	研究科長が指名する者 附属施設長 農学専攻長、応用生物科学専攻長	附属施設における共同研究プロジェクト及び教育プロジェクト等に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛
動物実験委員会	京都大学動物実験委員会委員 動物実験を取扱う分野等の教員	動物実験の実施及び施設等の設置等の可否等の審査その他、動物実験の実施等に関する事項	北部構内施設安全課安全管理掛
男女共同参画推進委員会	研究科長が指名する者（委員長） 全学男女共同参画企画推進委員会委員 全学FD研究検討委員会委員 専攻及び附属施設の教授、准教授又は講師 各1名	男女共同参画推進のための活動の調査、企画、立案及び実施に関する事項	北部構内総務課農学研究科等総務掛
防火・防災委員会	研究科長（委員長） 専攻長・附属施設長 防火管理責任者 研究科長が指名する者 事務長、副事務長、北部構内教務・図書課長	消防計画の作成、見直し及び変更に関する事項 防火・避難施設、消防用設備等の設置・維持管理に関する事項 自衛消防隊地区隊の設置及び装備に関する事項 工事等をする際の火災予防対策に関する事項 防火、防災上必要な教育・訓練に関する事項 その他、防火、防災に関すること	北部構内施設安全課安全管理掛

委 員 会 名	構 成	審 議 事 項	所 掌 課 等
放射線障害防止委員会	農学研究科長 全学放射性同位元素等専門委員会委員 全学放射線障害予防小委員会委員 放射線管理責任者 その他農学研究科長が委嘱した者若干名	放射線業務従事者の障害防止及び放射線装置の安全性に関する事項	北部構内施設安全課安全管理掛
人 権 問 題 対 策 委 員 会 兼 業 審 査 委 員 会	左に掲げる委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。		

大学院農学研究科・農学部委員会内規・別表



2023.3.13

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第4版)

新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、各部局において必要な対策が講じられるよう、危機策本部において、下記のとおり活動制限のガイドラインを示します。

【Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】

レベル	授業活動等	課外活動
レベル0 (制限なし)	通常	通常
レベル1(ー) (原則制限なし)	感染拡大の防止に配慮をした上で、通常の形式で実施する。なお、授業方針については教育担当理事が別に定める。	感染拡大の防止に配慮した上で、課外活動を実施する。
レベル1 (最小限の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面授業を実施することが困難である場合、対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより授業を実施する。	屋外における活動及び感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋内施設における活動などを除き、課外活動を自粛する。
レベル2(ー) (対面授業の停止・課外活動の制限)	対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面授業を実施する場合には、感染拡大予防マニュアルを踏まえ、感染拡大の予防に十分留意しつつ、必要な安全対策を確認した上で実施する。	感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋外における活動など一部を除き課外活動を自粛する。
レベル2 (対面授業の停止・課外活動の自粛)	対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面で実施する場合には感染拡大の防止に最大限の配慮をして行う。特に演習、実験、実習を対面で行う場合には、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施する。	全ての課外活動を自粛する。
レベル3 (対面授業の停止・課外活動の自粛)	同上	同上
レベル4 (最小限の活動)	オンライン授業のみ実施する。	全ての課外活動を停止する。
レベル5 (全学休講)	全ての授業を停止する。	同上

- ※ オンライン授業の実施については、情報環境が整わない学生に対する配慮のために
学内 WiFi 等を利用させる場合は、感染防止対策の措置が確実に講じられること
- ※ 活動の自粛あるいは禁止中、やむを得ず一時的に部室等に立ち入らざるを得ない場合には、感染防止対策の措置を講じ、用事が済み次第、速やかに退出すること

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第4版)

新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、各部局において必要な対策が講じられるよう、危機対策本部において、下記のとおり活動制限のガイドラインを示します。

【Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】

レベル	学内会議の実施	職員の勤怠
レベル0 (制限なし)	対面会議は、通常どおり実施可能。	通常
レベル1(ー) (原則制限なし)	対面会議は、感染拡大の防止に配慮した上で、実施する。	感染拡大の防止に配慮をした上で、通常の勤務形態で実施する。実施可能な感染対策を講じたとしても対面での勤務を実施することが困難な者については、在宅での勤務を実施する。
レベル1 (最小限の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面会議を実施することが困難である場合、対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより会議を実施する。	感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の勤務形態で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面での勤務を実施することが困難な者については、在宅での勤務を実施する。 通勤時の混雑を回避しつつ、時差出勤を推奨する。
レベル2(ー) (対面の制限)	※レベル2と同じ	通常の業務量の維持に努めつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。 時差出勤を推奨する。
レベル2 (対面の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン参加を推奨する。	執務室における人の密度を抑制するため、必要な業務の見直しを行い、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。
レベル3 (業務の制限)	原則、オンライン会議で実施する。	運営上必要な業務を絞り、執務の体制を分割し、出勤と在宅勤務と交代で実施する。
レベル4 (大幅な業務の制限)	同上	非常に優先度の高い最小限の業務に従事する職員のみ出勤し、他は、原則として、在宅勤務とする。
レベル5 (緊急業務に限定)	緊急に必要な会議のみオンラインで実施する。	緊急に出勤を要する最小限の要員以外、原則として、全ての職員の出勤を禁止する。

※ 活動制限の期間中は、緊急性の高くない会議の開催を延期や、案件の絞り込み等による所要時間の短縮、メールによる書面審議の実施など、運営上の配慮を講じること

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第4版)

新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、各部局において必要な対策が講じられるよう、危機対策本部において、下記のとおり活動制限のガイドラインを示します。

【Category3:研究活動】

レベル	制限・活動等
レベル0 (制限なし)	通常
レベル1(－) (原則制限なし)	感染拡大の防止に配慮したうえで、研究業務は通常どおり継続する。
レベル1 (最小限の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、研究業務は通常どおり継続する。
レベル2(－) (研究室活動の制限)	研究室内の換気、各員の手洗い、マスク着用の徹底、及び接触や不要不急な滞在時間の削減など、感染防止に十分な注意を払いつつ、通常の研究活動への復帰をめざす。
レベル2 (研究室活動の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、可能な限り研究室における研究作業時間を削減し、可能な作業は自宅で行うように努める。 研究室メンバー(学生を含む)の歓送迎会など、研究室外での行事や催しは禁止する。
レベル3 (研究従事員の制限)	現在実施中の実験等および研究室の運営に必要な最低限の研究室メンバーのみ出勤し、研究活動に従事する。 あらたに実験を開始することは原則禁止する。
レベル4 (最小限の研究活動)	以下に示す非常に優先度が高い研究や作業に従事する研究室メンバーのみ、出勤する。 ・容易に中断できない長期間に亘る実験等に従事している者 ・上記以外の実験等を終了または中断のための作業に従事する者 ・以下に従事する最低限の研究室構成員 機器装置・試薬類等の維持管理、実験動植物等の維持、寒剤の補充や研究室内設備等の維持管理など ・サーバーメンテナンスを行う者
レベル5 (研究室閉鎖)	全ての研究活動を停止し、停止期間終了後の研究室再開に不可欠な以下の作業に従事する最低限の者以外への出勤を禁止する。 ・重要な機器装置・試薬類等の維持管理、不可欠で代替不能な実験動植物等の維持、寒剤の補充や研究室設備の緊急時対応など ・サーバーメンテナンスを行う者

※ 実験動物施設等については、各レベルに対応する具体的な活動制限内容が定められているので、関係部局は、別途施設へ問い合わせること

新型コロナウイルス感染 農学研究科 危機管理対策マニュアル

★概要

★目的

コロナウィルス感染の拡大防止、研究科内感染クラスター発生の阻止
教育・研究の環境保持（研究科内で感染者が発生すると環境が破壊される）
学生、教職員の健康確保、メンタルケア

★コロナウィルス感染 研究科危機管理委員会（運営会議）

- ・委員長【統括責任者】 研究科長
- ・委員 副研究科長 4 名

※各施設等に【危機対応責任者】を置き、適宜情報共有する。

北部構内	正責任者	澤山副研究科長	副責任者	秋津副研究科長
宇治地区	責任者	世話人		
附属農場	責任者	中崎教授（主事）		
附属牧場	責任者	星野助教		
物集女地区	責任者	寺内教授		

★危機管理対象者

- ・農学研究科構成員
農学研究科事務職員、技術職員、職員、基幹講座所属 教職員、教務・事務補佐員、博士研究員、
大学院生、学部学生、協力講座所属大学院生

★危機管理建物

【北部構内】

- ・農学部総合館、農学・生命科学研究棟、農学部 2 号館、旧簿記研究所建物、旧農薬研究所建物

【宇治地区】

- ・宇治地区本館、新素材実験室

★建物危険度レベル

- ・感染者発生に備えて、発生状況に応じた建物の危険度レベルと、対応した対処方法を設定する。

・情報発信、収集はブロック単位で行うが、管理は建物単位で行う。

Level 8	当該建物に多数の感染者	当該建物の封鎖	使用Gの健康管理義務
Level 7	当該建物に少数の感染者	当該建物のフロア閉鎖(L8)	使用Gの健康管理義務
Level 6	研究科内建物に多数の感染者	建物間の往来禁止	使用Gの健康管理奨励
Level 5	研究科内建物に少数の感染者	建物間の往来注意	使用Gの健康管理奨励
Level 4	北部構内に多数の感染者	共通建物へのアクセス制限	共通建物注意喚起
Level 3	北部構内に少数の感染者	共通建物アクセス注意喚起	共通建物注意喚起
Level 2	京大内に多数の感染者	感染発生場所アクセス禁止	注意情報発信
Level 1	京大内に少数の感染者	感染発生場所アクセス注意	注意情報発信
Level 0	京大内感染者なし		感染防止の奨励事項発信

※「多数」は3名以上とする。

<研究科内感染者発生 (Level 5~Level 8)>

研究科内感染者発生(濃厚接触者発生では処置無し) 建物処理・情報発信

【総括責任者】

- ・各建物レベルの設定
 - 感染者数1~2(当該フロアの閉鎖) Level 7
 - 感染者数>2(建物の閉鎖) Level 8
 - 研究科内の別の建物 Level 5と6
- ・感染発生事象・建物情報をHPに掲載
- ・北部構内感染レベルマップを更新
- ・京大本部 保健所 行政へ感染発生を連絡
- ・該当フロアの除染処理依頼

感染発生ブロック【危機対応責任者】

- ・建物閉鎖処理
 - ・Level 7 閉鎖エリアを決定、立ち入り禁止ロープ設置
建物入口に感染者発生の看板(全ての入口)
 - ・Level 8 建物閉鎖、建物入口に立ち入り禁止ロープ設置
建物入口に感染者発生の看板(全ての入口)
建物自動ドアをロック状態
 - ・Level 5&6 建物入り口に関係建物で感染発生の看板
- ・感染発生事象をブロック内構成員にメール送信

非感染発生ブロック【危機対応責任者】

- ・感染発生事象をブロック内構成員にメール送信

- ・感染者が当該ブロックに所属する場合、黄色を実施
- ・感染者が他のブロックに所属する場合、緑色を実施

★危機管理の階層と種別 （上位の階層のレベルに従う）

・（最上層）京都大学危機対策本部＞研究科危機管理委員会＞ブロック危機対応責任者（＞建物）＞フロア＞各研究室（最下層）

★危機管理プロトコル

- ・危機対策本部が設定したマニュアルを実行するためのプロトコルを策定
- ・連絡先を明確化、研究科危機管理委員会が統括する。

★危機管理期間

- ・当面４月１日から前期セメスター期間中（まずはGW明け）

★情報発信

- ・農学研究科のHPに危機管理の独立ページを作成し、構成員にリスク情報を公開する。

★研究科行事の制限

- ・クラスター形成が危惧される研究科内の行事は当面自粛する
 - ・新入生ガイダンス
 - ・対面講義
 - ・各専攻が催す各種行事
- など

★農学研究科 HP

<https://u.kyoto-u.jp/covid19>

★防疫体制

【一般事項】

- ・日々の手洗いを励行する。
- ・トイレにはハンドソープを設置して手洗いする。
- ・開放可能な男子トイレはドアを開放する。
- ・建物玄関にアルコール消毒液を置き、入室時には手を消毒する。
- ・会議室入り口にアルコール消毒液を置き、入室時には手を消毒する。

【事務機構の防衛】

- ・不要不急の事務室入室を控える。
- ・メール・電話を優先的に使用する。

【外部との接触の低減化】

- ・公私を問わず、3月海外へ旅行した帰国者（2週間とすると3/30日現在、3/16日以降に帰国したもの）
- ・入国日、訪問先、健康状態を所属する事務に報告する。
- ・帰国・入国日の翌日から数えて14日間自宅待機を要請し、日々の検温を記録することを求める。

【教育・研究活動】

- ・学部・大学院講義は原則として遠隔講義になる。
- ・やむをえず大学内で遠隔講義を聴講する場合は、感染防止のためのマスクの着用（入手可能なら）と、手洗いを行う。
- ・一部対面型の講義に出席する場合は、感染予防のためにマスク着用と、講義室入室時の消毒を行う。
- ・研究室ゼミなど、マスク着用、手の消毒、（少なくとも2m以上の）十分なスペースを保って着席すること。窓の開放等換気に注意する。
- ・研究議論などを、個別にゼミ室で行う場合にも、自身の感染および、相手への感染に注意を払う。
- ・ドアの取っ手や複数人が使うコンピューターや実験機器類のボタンを通しての感染を防ぐため、アルコール消毒などを頻繁に行う。
- ・実験室で実験する際も、複数人の共同作業に注意すること。

【健康管理】

- ・構成員の毎日の検温・記録を奨励する。
- ・健康状態確認書を使用して記録することを奨励する。
- ・多くの人が集まりやすい建物への、混雑時の入館はできるだけ控え、時差を利用して入館する。
- ・発熱した場合への対応は、「一度、発熱し、その後下熱しても、3～4日後に再発熱して肺炎を起こす」

というケースが見られるので、発熱した場合、少なくとも「下熱してから1週間様子見」を行う。(確実なのは「2週間様子見」)

※北部構内で人の出入りの多い場所 農学部総合館、生協食堂、生協購買部

【経過観察表】

- ・感染者健康状態チェックのための本部指定の経過観察表に行動履歴の調査項目を加えた表を利用して健康状態を報告する。
- ・特に感染時、濃厚接触時、発熱時には、利用して報告することが必須となる。
- ・健常時からの日々の記録を推奨する。

【大学での食事について】

- ・北部生協食堂は、新学期の始まる4月、10月の12時から13時は多くの学生の利用により混雑するので、12時前、13時以降の利用を推奨する。
- ・食堂内に入る際に、消毒用アルコールで手の消毒を行う。
- ・会話をしながら、複数の人数での利用を自粛する。
- ・食堂では、食事を採ることに集中し、食事が終わったらすぐに退出する。
- ・生協本部にも別途、以下のことをお願いする予定。
 - ・食堂への入室人数制限
 - ・対面での食事ができないような机・椅子の配置換え
 - ・やむを得ず、入館の列ができる場合、前の人との間隔保持(> 1 m)
- ・昼食時間帯以外で、生協購買部でお弁当を購入して食事をとることを推奨する。
- ・下宿が近い場合は、コンビニ等でお弁当を購入して、自宅での昼食を推奨する。
- ・購入した弁当で、研究室で昼食をとる場合も、できるだけ1人、あるいは少数の人で、近距離で会話をするようなことを避けての食事をお願いする。

Ver. 0.0	20200410	暫定版
Ver. 0.1	20200413	執行部指摘版
Ver. 0.2	20200414	執行部確認版

以上

★農学研究科 新型コロナウイルス感染防止プロトコル

目的： 農学研究科に所属する構成員のコロナウイルス感染を防止するため、構成員に、頻繁な手洗いと換気を推奨し、さらに感染が危惧される場所への立ち入りなどの自粛を求める。また毎日、検温や感染が疑われる諸症状に注意を払い、感染の可能性のある場合は、自宅待機とし、さらに14日間の研究科内での行動履歴についての情報を求める。感染が確定した場合には、当該者や接触可能者に対して、今後の農学研究科での活動についての相談やメンタルケアを行う。また、報告してもらった行動履歴に基づき、建物封鎖や消毒などの措置を講じる。

★コロナウイルス感染防止プロトコルにより管理される構成員の階層について

- ・管理者の階層は5階層で定義し、対象とする構成員の身分により管理者が異なる

【対象者】	研究科構成員
【直接の連絡先】	指導教員、課題研究・演習担当教員、所属掛長
【危機対応責任者】	専攻長、学科長、危機管理委員会委員長など
【総括責任者】	農学研究科長
【危機対策本部】	大学本部

身分に応じた【対象者】と【直接の連絡先】対照表

A 【対象者】	教員	研究員・大学生・研究室所属学部学生	分属していない学部学生	技術職員	事務職員（農学研究科に属する掛等に限る。（専攻事務室、総務掛、大学院教務掛、学部教務掛、図書掛））
B 【直接の連絡先】	自分自身/分野の長	指導教員	担任	技術長	総務掛/所属掛長/副事務長
C 【危機対応責任者】	専攻長	専攻長	学科長	専攻長	事務長/副事務長
D 【総括責任者】	研究科長/危機管理委員会	研究科長/危機管理委員会	研究科長/危機管理委員会	研究科長/危機管理委員会	研究科長/危機管理委員会
E 最上位階層 危機対策本部(大学本部)					

★プロトコルにより管理される構成員の階層について

- ・対象者の健康状態を●健康者、●発熱者、●濃厚接触者、●感染者に4つに分類する。

濃厚接触者の判断については保健所の基準に従う。

目安として、厚生労働省の令和2年4月8日付けのQ&Aでは、「濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。」

※ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599431.pdf>

・また、感染危惧時の病状の推移を注意深く相談するため、あるいは感染発症時の治療の手助け、さらに感染拡大の防止のために、構成員には健康時から、毎日の検温や行動記録を推奨し、発熱、濃厚接触、感染の状態に推移した場合は、自宅待機を求め、健康状態と行動記録を統一的に授受する。このために、本部から提供された【経過観察表】に、毎日の行動記録を追加したシートを用いることを推奨する。特に、濃厚接触者や、感染者になった場合は、シートの提出により行動履歴と、大学内濃厚接触者を特定して、感染防止に努めるとともに、その後の継続的なシートの更新とデータの授受により、健康状態変化に注視するとともに、治癒した後、復帰時の健康状態確認に役立てる。

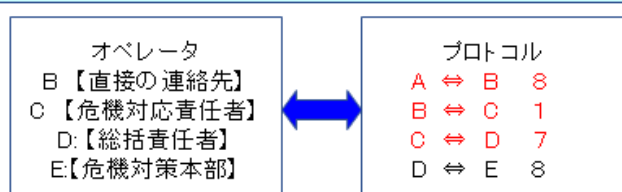
★経過観察表の情報記載指示や、その授受においては、個人のプライバシー漏洩や、もし対象者が感染した場合、情報漏洩が起これば、感染者に誹謗・中傷などの被害を及ぼしかねませんので、その取扱いには重々注意ください。行動履歴は、農学研究科構内での履歴のみが必要です。また、あくまでも対象者ご自身で記録・保管され、必要な場合には危機対応責任者が直接収集するなど、慎重な取り扱いを検討中です。

【対象者】の4つの健康状態と健康と行動の統一インフォメーション



感染者になった場合（その他の場合も個人情報として）を考慮して、この経過観察表の**行動履歴は大学内に限り**、また、データの漏洩により、感染者となった構成員に被害（**中傷、風評、ネットでのいじめ**など）が及ばないように、**取り扱いに厳重注意**する。

【対象者】の健康保持・感染防止のための階層的なプロトコル



・構成員の身分に応じた A～E の管理階層と、4つの健康状態に応じた各階層間でのプロトコルを実施して、構成員の健康保持や感染からの治癒に努めるとともに、大学内でのクラスター感染など、コロナウィルス感染防止に努める。このため、プロトコルには階層間をつなぐ4つのタイプのプロトコルを定義する。

・以下、A 対象者、B 直接の連絡先、C 危機対応責任者、D 総括責任者に規定されたプロトコルを、それぞれの階層でのタスクとして整理した説明と、健康状態に依存した具体的なプロトコル詳細の対象表を示す。

①【A 対象者】が行うこと

<●健康者への指示>

【A 対象者】の健康状態＝●健康者 の時の行動
(要請)

- ◎コロナウイルス感染防止に努める
- ◎手洗いの敢行
- ◎マスクの着用（入手可能な場合）
- ◎居室の換気を適宜行う

(自粛)

- ◎不要不急の登校
- ◎事務室・学部/大学院教務掛への入室
- ◎長時間、近距離での議論
- ◎感染が危惧される場所でのサークル、アルバイト活動

(推奨)

- ◎毎日の検温
- ◎直近14日前までの大学構内での行動既読・接触者の記録【経過観察表への記入】

- ・注 無症状でもウイルスに感染している人が多発している。
狭い密閉空間に、長時間滞在せず、感染に十分注意を払うこと（大学内外を問わず）
- ・注 海外旅行からの帰国者は、旅行の公私を問わず14日間の自宅待機と大学への報告が要請されている。

<●発熱者への指示>

【A 対象者】の健康状態＝●発熱した場合の行動

(要請)

◎【B 直接の連絡先】に発熱したことを報告

◎注意する有症状（下記）の場合、症状の詳細も報告

◎自宅待機（発熱中）

◎毎日の検温・症状【経過観察表】への記入・自身で保管

◎健康状態に変化がある場合【B 直接の連絡先】に報告

◎コロナウイルス感染が確定した場合、以後●感染者の取り扱いを再実施

◎下熱時は、【経過観察表】により【B 直接の連絡先】の許可を得て登校・出勤

◎ただし、「一度、発熱して、その後下熱しても、3～4日後に再発熱して肺炎を起こしてくる」というケースが見られることから、少なくとも「下熱してから、1週間様子見」が望ましい。（確実なのは「2週間様子見」）。

(推奨)

◎直近14日以前までの大学構内での行動記録・接触者の記録

◎不安感・悩みがあれば【経過観察表】に記録

※ 注意するコロナウイルス感染有症状として、37.5度以上の発熱、咳、のどの痛み、嗅覚・味覚異常など

※ 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談

※ 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス要請と診断された場合は●感染者となる。

＜●濃厚接触者（保健所の基準に従って定められた者）への指示＞

- ・農学研究科では、保健所の基準に従って定められた者を濃厚接触者として扱う

【A 対象者】の健康状態＝●濃厚接触者となった場合の行動

（要請）

◎【B 直接の連絡先】に「濃厚接触者」となったことを報告

- ・濃厚接触者となった経緯
- ・検温後、発熱の有無、注意する有症状※の場合、症状の詳細
- ・濃厚接触者となる14日前までの大学内の行動・接触者の（できる限り）記録

以上を【経過観察表】に記載して自身で保管

◎自宅待機（接触発生から14日間まで）（【B 直接の連絡先】）からアドバイス受信】

◎健康状態の変更（以下）を記録し、発熱・有症状に変化したら【B 直接の連絡先】に報告

◎コロナウイルス感染が確定した場合、以後●感染者の取り扱いを再実施

- ・毎日の検温・症状の状態
- ・毎日の不安感・悩み（推奨）

◎14日経過後、平熱・無症状であれば【経過観察表】の提出により、【C 危機対応責任者】の許可を得て登校・出勤

※ 注意するコロナウイルス感染有症状として、37.5度以上の発熱、咳、のどの痛み、嗅覚・味覚異常など

※ 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談

※ 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス要請と診断された場合は●感染者となる。

<●感染者への指示>

【A 対象者】の健康状態＝●感染者となった場合の行動

(要請)

◎【B 直接の連絡先】に「感染者」となったことを迅速に報告

- ・感染した経緯
- ・検温後、発熱の有無、症状の詳細を報告
- ・14日前までの大学内の行動・接触者を記録・報告

以上を【経過観察表】に記載して【B 直接の連絡先】に報告

◎医療機関/自宅等で治療（PCR検査陰性となるまで）

◎健康状態の変化（以下）を記録し、必要があれば【B 直接の連絡先】に報告

- ・毎日の検温・症状の状態
- ・毎日の不安感・悩み

◎PCR検査陰性化後、【経過観察表】をPCR検査の結果を提出し、【C 危機対応責任者】の許可を得て登校・出勤※

※ PCR検査陰性化、退院後に再燃する症状もあるため、退院後も14日間の自宅待機が望ましい。

②【B 直接の連絡先】の仕事

【B 直接の連絡先】の所掌

自身も【A 対象者】となり得る ⇒ この場合、以下を【C 危機対応責任者】と直接行う

◎【A 対象者】の健康状態変化にたいして

●発熱した時

- ・【A 対象者】の発熱の受信
→自宅待機要請（下熱まで）
→毎日の検温、症状記録を要請 大学での行動記録の作成を推奨
- ・【A 対象者】の健康状態改善のアドバイス・監視
- ・【A 対象者】の下熱を確認して、復帰許可
- ・【A 対象者】の健康状態変化（感染の危機）があった場合に【C 危機対応責任者】へ報告

●濃厚接触した時、●感染した時

- ・【A 対象者】が●濃厚接触者・●感染者が認定された報告を受信
→自宅待機要請（●濃厚接触：14日間・無症状 ●感染：PCR陰性になるまで・無症状）
→健康状態の改善のアドバイス（医療機関、PCR検査など）
→【経過観察表】の提出依頼・受領及び【C 危機対応責任者】へ迅速に報告
- ・【A 対象者】の日々の健康状態経過を【C 危機対応責任者】へ【経過観察表】で報告
- ・【A 対象者】の復帰許可は【C 危機対応責任者】が上記【経過観察表】で確認後に行う

③ 【C 危機対応責任者】の仕事

【C 危機対応責任者】の所掌

●感染者発生及び●濃厚接触発生の両方について

①【B 直接の連絡先】を介した【A 対象者】の健康状態変化の発生事象の受信と対処の指示及びその後の経過観察の受信と対処の指示

→自宅待機要請の確認（●濃厚接触：14日間・無症状 ●感染：PCR陰性になるまで・無症状）

→【経過観察表】を【B 直接の連絡先】から受信

②①の事象発生を速やかに総括責任者に報告 その後【経過観察表】を送付する。また、病状経過について総括責任者に報告

（●感染者発生の場合は毎日）

③対象者の業務を他の人に分掌

●感染者発生の場合

①提出された【経過観察表】の行動履歴をもとに大学内での2次感染の可能性を調査

②大学内で濃厚接触が危惧される者があった場合、大学内濃厚接触発生のプロトコル再実施

③感染者の行動履歴に基づき、管理建物又はエリアを閉鎖、建物入口に注意看板設置

④PCR検査陰性化、無症状を【経過観察表】で確認、状況を記録【D 総括責任者】へ報告して復帰指示

●濃厚接触者発生の場合

①濃厚接触者がPCR検査陽性となり、感染が確定した場合、●感染者発生のプロトコルを再実施

②14日間自宅待機後、【経過観察表】を確認後、状況を記録、【D 総括責任者】へ報告して復帰指示

④ 【D 総括責任者】の仕事

【D 総括責任者】の所掌

●感染者発生及び●濃厚接触発生の両方について

①発生事象を【E 危機対策本部】に報告 ⇒事務部

→対象者の情報、発生場所、発生日時、2時感染の可能性の有無など

→【経過観察表】を受信後、【E 危機対策本部】に提出

②症状回復、復帰を【E 危機対策本部】に報告 ⇒事務部

→【A 対象者】の現在情報、【経過観察表】など提出

●感染者発生の場合

①保健所、【E 危機対策本部】と連携して消毒 ⇒事務部

②リスク管理課への連絡・情報共有 ⇒責任者

③大学HPへ感染者発生の情報を掲示（発生日時等） ⇒責任者

④濃厚接触危険情報を共有、建物閉鎖を議論 ⇒責任者

●感染した訪問者発生の場合

①【E 危機対策本部】から、感染した訪問者の情報を受信 ⇒事務部

②保健所、【E 危機対策本部】と連携して、感染した訪問者の行動履歴をもとに消毒 ⇒事務部

⑤ 連絡先

情報伝達 電話連絡先

075-753-6004 (農学研究科等総務掛)

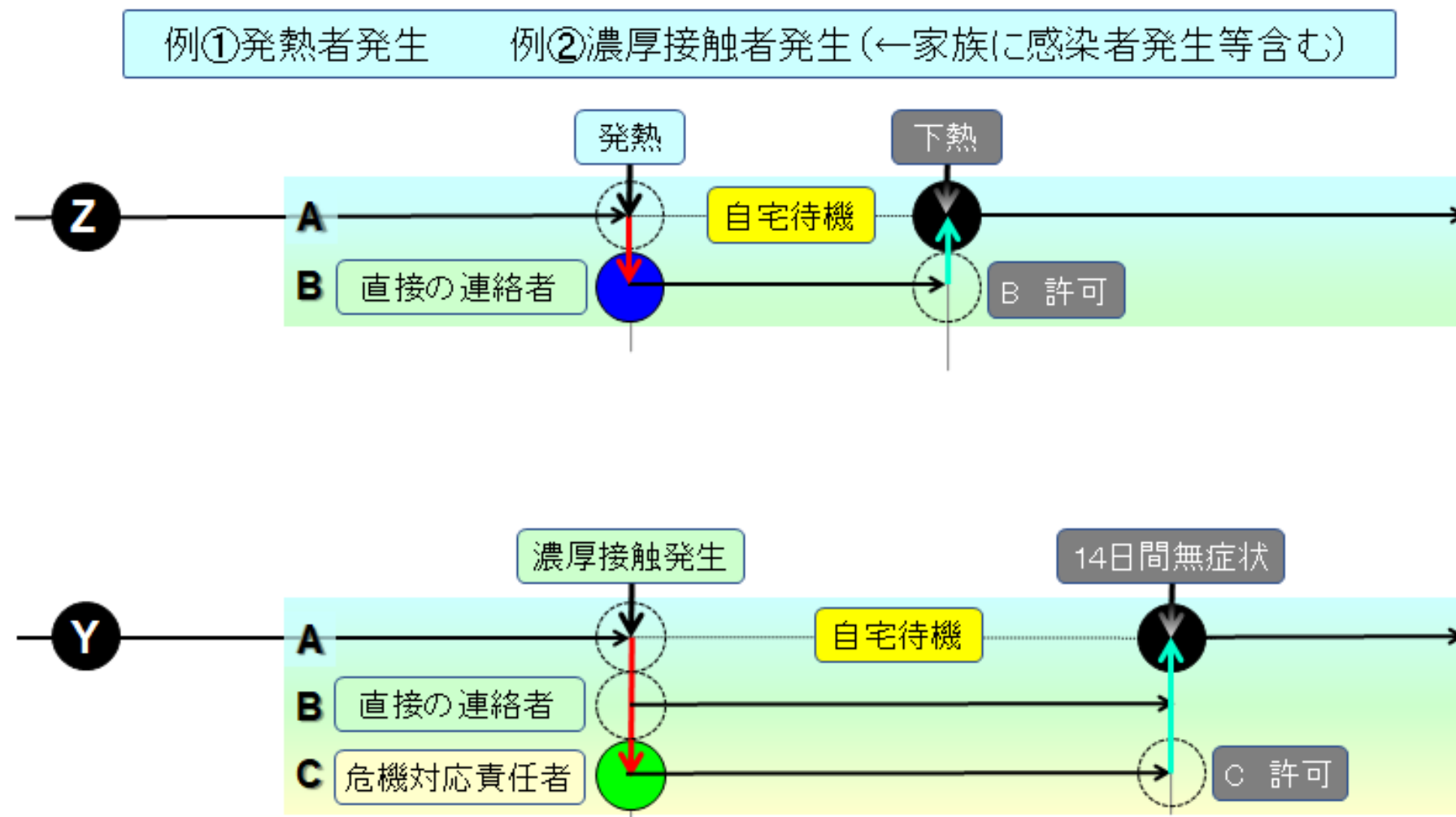
メールアドレス

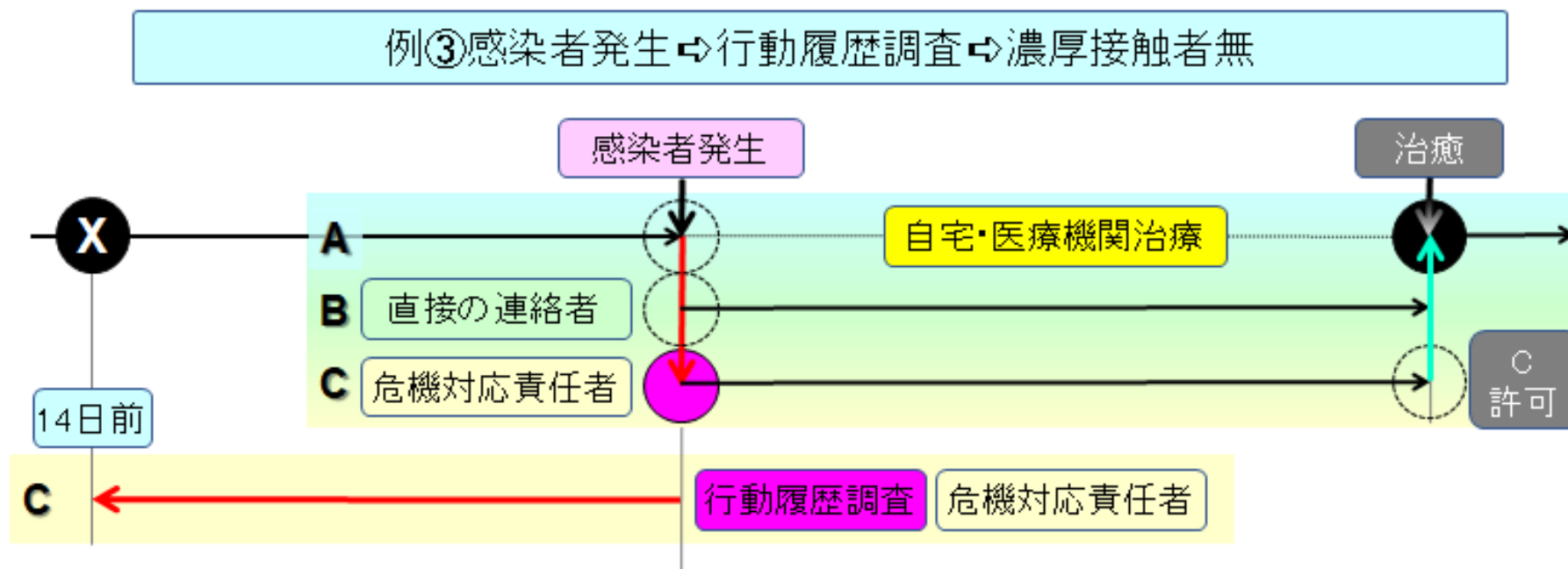
agri-soumu2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (農学研究科等総務掛)

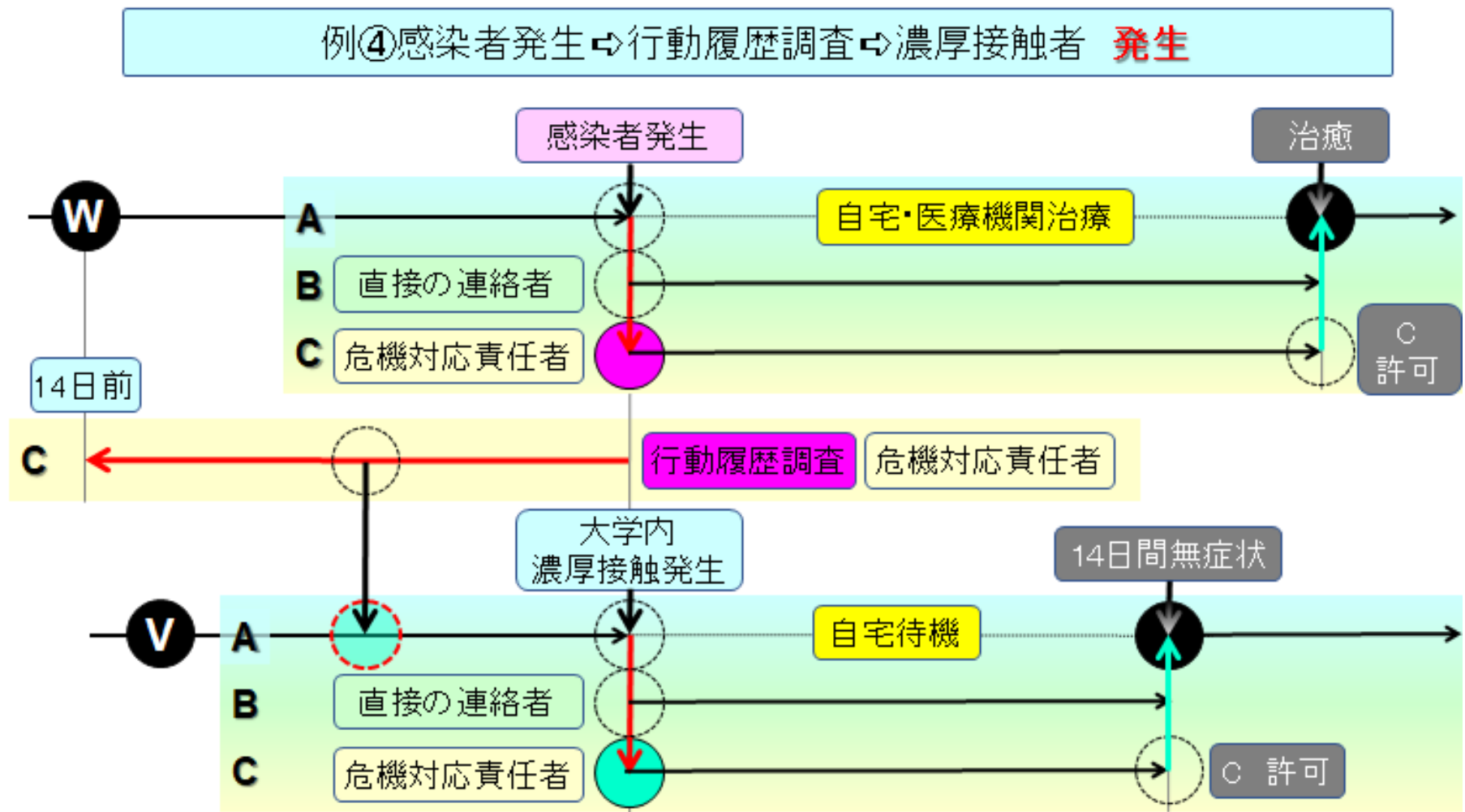
・京都大学 危機対策本部 075-753-2226

・帰国者・接触者相談センター 075-222-3421

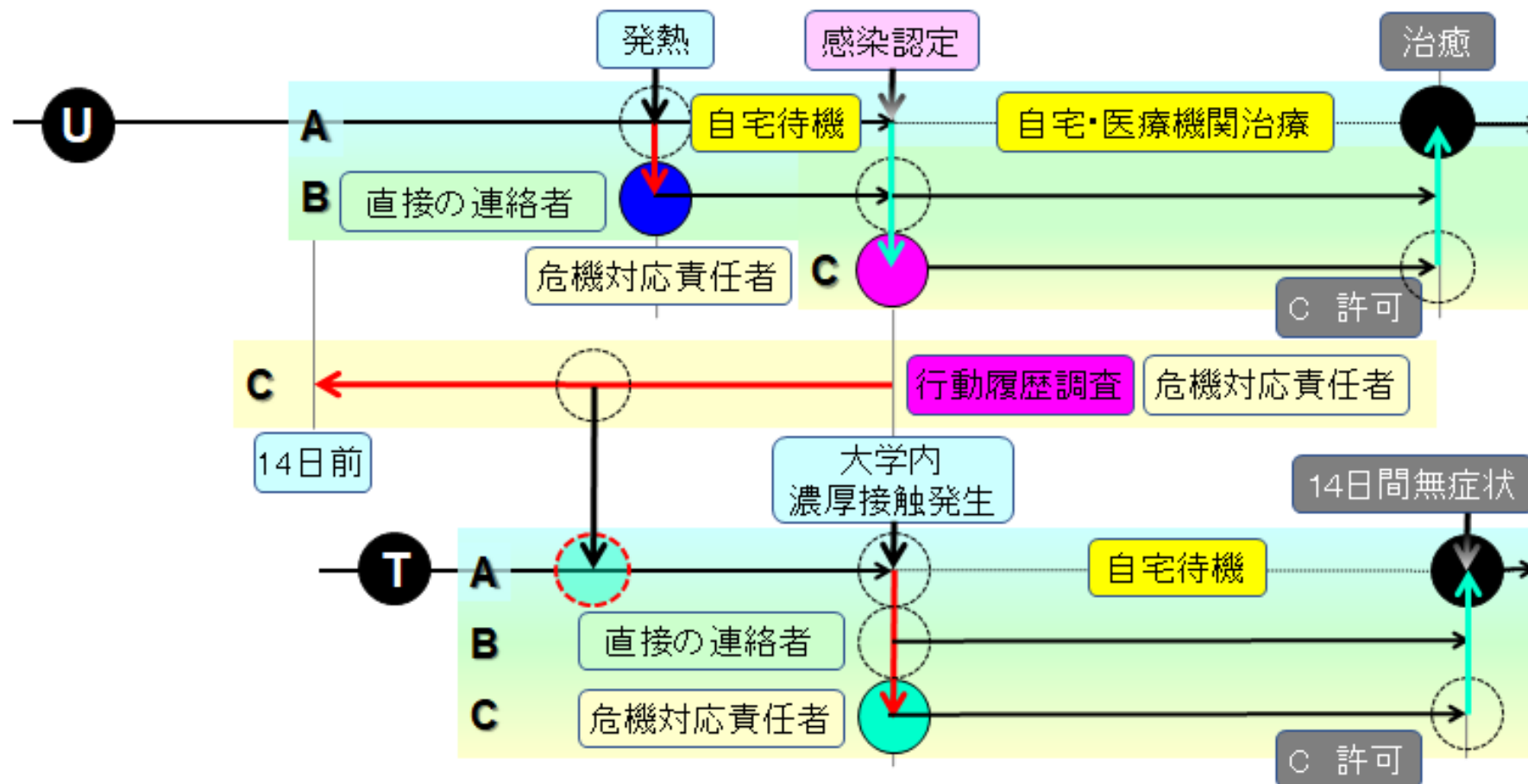
⑥ 健康状態変化の例 1, 2







例⑤ 発熱者⇨感染認定⇨大学内濃厚感染者 発生



- ⑦ 対象者の健康状態変化に依存した、各階層に要求されるプロトコルの詳細
 <【A 対象者】⇔【B 直接の連絡先（指導教員・担当教員・事務掛長など）】>
 <【B 直接の連絡先】⇔【C 危機対応責任者】>

A 対象者	対象者状態	●健康者	●発熱者	●濃厚接触者	●感染者
	敢行すること	コロナウィルス感染防止に努める、手洗い・マスク、遠隔講義提供・受講、事務室入室・近距離議論自粛、サークル・アルバイト活動自粛			
	① 健康状態と現状連絡		【B 直接の連絡先】へ発熱と現在の症状、自宅待機を報告	【B 直接の連絡先】に迅速に報告、その後濃厚接触者になった経緯、検温、現在の症状、濃厚接触者となる以前の大学内行動を【経過観察表】を記載し、自身で保管	【B 直接の連絡先】に迅速に報告、その後、感染が判明した経緯、検温、現在の症状、感染が判明する以前の大学内行動や接触者について、【経過観察表】で提出
	② 自宅待機要請	無	発熱中	▲接触発生日から 14 日間	▲完治まで自宅/病院療養
	③ 毎日の諸症状・体温の記録と報告	推奨	記録要請	記録・報告要請	記録・報告（毎日）要請
	④ 大学内行動記録（直近 14 日間）	推奨	推奨	記録要請	記録・報告要請
	⑤ 不安感・悩み報告		推奨	推奨	記録・報告要請
	⑥ 病状変化及び発症時		病状変化の報告を行う※ 1、PCR 検査で感染確定の場合●感染者として再度プロトコルが実施される※ 2	病状変化の報告を行う※ 1、PCR 検査で感染確定の場合●感染者として再度プロトコルが実施される※ 2	
	⑦ 復帰許可		下熱後、記録した健康状態確認書を【B 直接の連絡先】に提出後、許可を得て復帰	14 日経過後、記録した健康状態確認書を【C 危機対応責任者】に提出後、許可を得て復帰	PCR 陰性化後、【C 危機対応責任者】に健康状態報告書と、PCR 検査結果を提出し許可を得て復帰 注 3
	⑧ PCR 検査			実施の場合、実施日と結果報告 注 4	実施の場合、実施日と結果報告
B 直接の連絡先	報告・指示受信		必要と判断した場合健康状態確認書を提出	上記情報を速やかに危機対応責任者に連絡・指示を受ける	上記情報を速やかに危機対応責任者に連絡・指示を受ける

▲は保健所及び危機対策本部の指示により行う ▲は保健所の指示により行う

※ 1 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談

※ 2 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス要請と判断された場合は感染者となる。

【C 危機対応責任者】⇔【D 総括責任者（研究科長）】>

危機管理の Protokol C 危機対応責任者

C 危機対応責任者	対象者状態	●健康者	●発熱者	●濃厚接触者	●感染者	●感染した訪問者
① 対象者への指示と 取得情報の整理・ 記録				自宅待機要請 検温・症状記録 大学内行動記録指示	▲自宅待機要請 検温・症状記録（毎日） 大学内行動記録報告 不安感・悩み報告 PCR 陰性化と復帰相談	
② 総括責任者に報告					感染者発生時と①の状況に変化があ った場合に報告	
③ 業務の分掌					▲対象者業務を他の人に分掌	
④ 大学内 2 次感染検 証					▲提出された行動記録に基づき 2 次 感染の有無を検証	訪問者の大学内の行動記 録を調査し、2 次感染の 有無を検証
⑤ 濃厚接触者発症時 対応				濃厚接触者が PCR 検査なっで感染 が確定した場合、●感染者として の Protokol を再実施		
⑥ 復帰の相談と指示				14 日自宅待機後に本人と相談、状 況を記録・報告して復帰	PCR 検査陰性化後に本人と相談、状 況を記録・報告して復帰	
⑦ 建物閉鎖処理					感染者行動記録に基づき建物/建物内 閉鎖/入口看板設置	

▲保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと行う ▲は危機対策本部の指示により行う ▲は保健所及び危機対策本部と連携して行う

<【D 総括責任者（研究科長）】⇔【E 危機対策本部】>

危機管理の Protokol D 農学研究科総括責任者

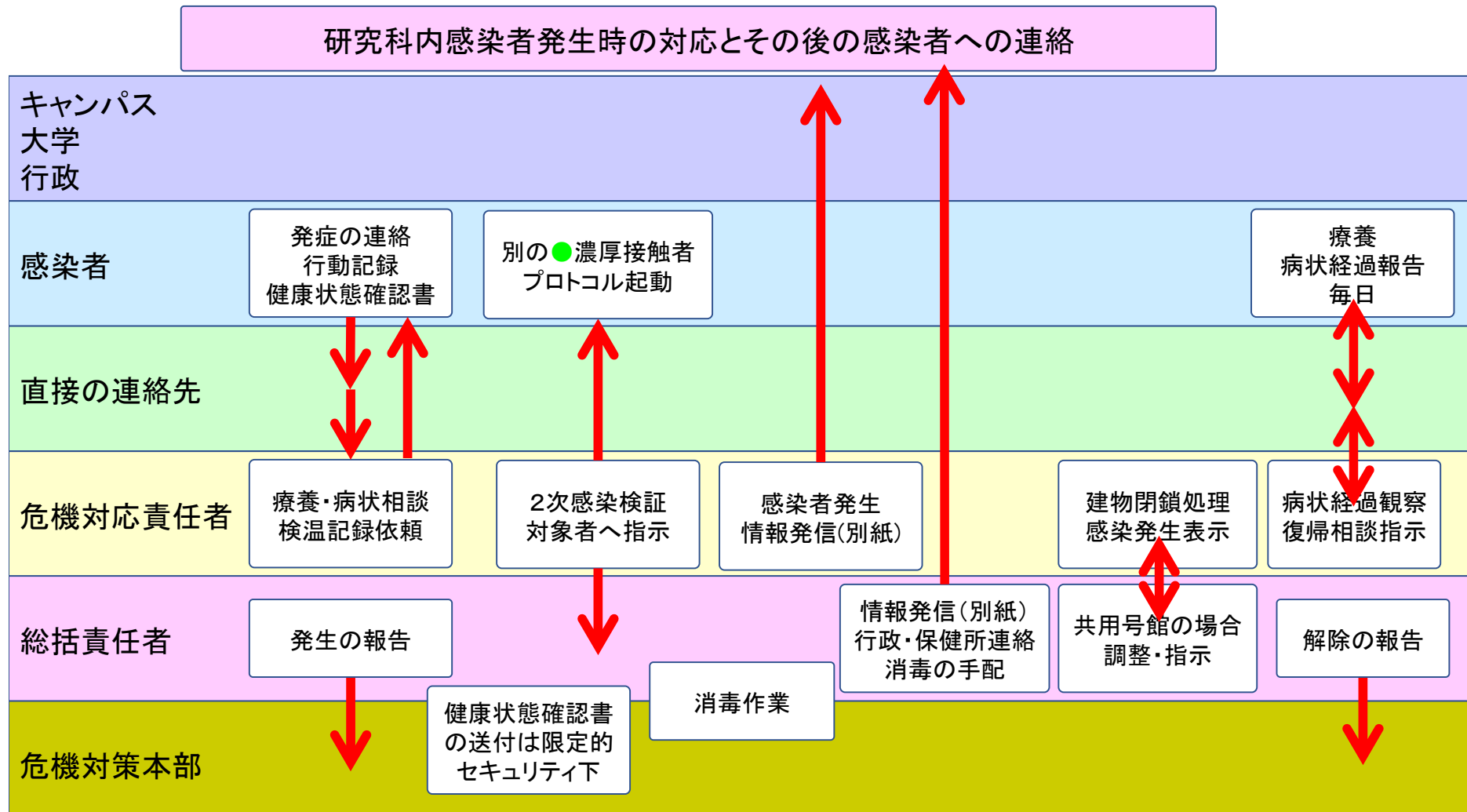
D 統括責任者	対象者状態	●健康者	●発熱者	●濃厚接触者	●感染者	●感染した訪問者
	① 感染/濃厚接触者発生			濃厚接触者の発生を総括責任者から危機対策本部に報告	感染者の発生を総括責任者から危機対策本部に報告	
	② 回復・登校/就業禁止解除の報告			濃厚接触者の回復と登校/就業禁止解除の報告	感染者の回復と登校/就業禁止解除の報告	
	③ 消毒作業				▲対象地区の消毒の実施	▲感染した訪問者の行動記録に基づき対象領域を消毒
	④ 感染した訪問者情報受領					危機対策本部から感染した訪問者の情報を受領
	⑤ リスク管理課への連絡・情報共有			濃厚接触者の発生を総括責任者からリスク管理課に報告	感染者の発生を総括責任者からリスク管理課に報告	
	⑥ 大学 HP への情報発信				HP 発信情報を作成し大学 HP に発生情報配信	
	⑦ 発生事象の研究科内情報共有/建物処理				研究科内に発生情報回付・建物閉鎖処理指示	

▲は保健所の指示のもと、危機対策本部と連携して行う

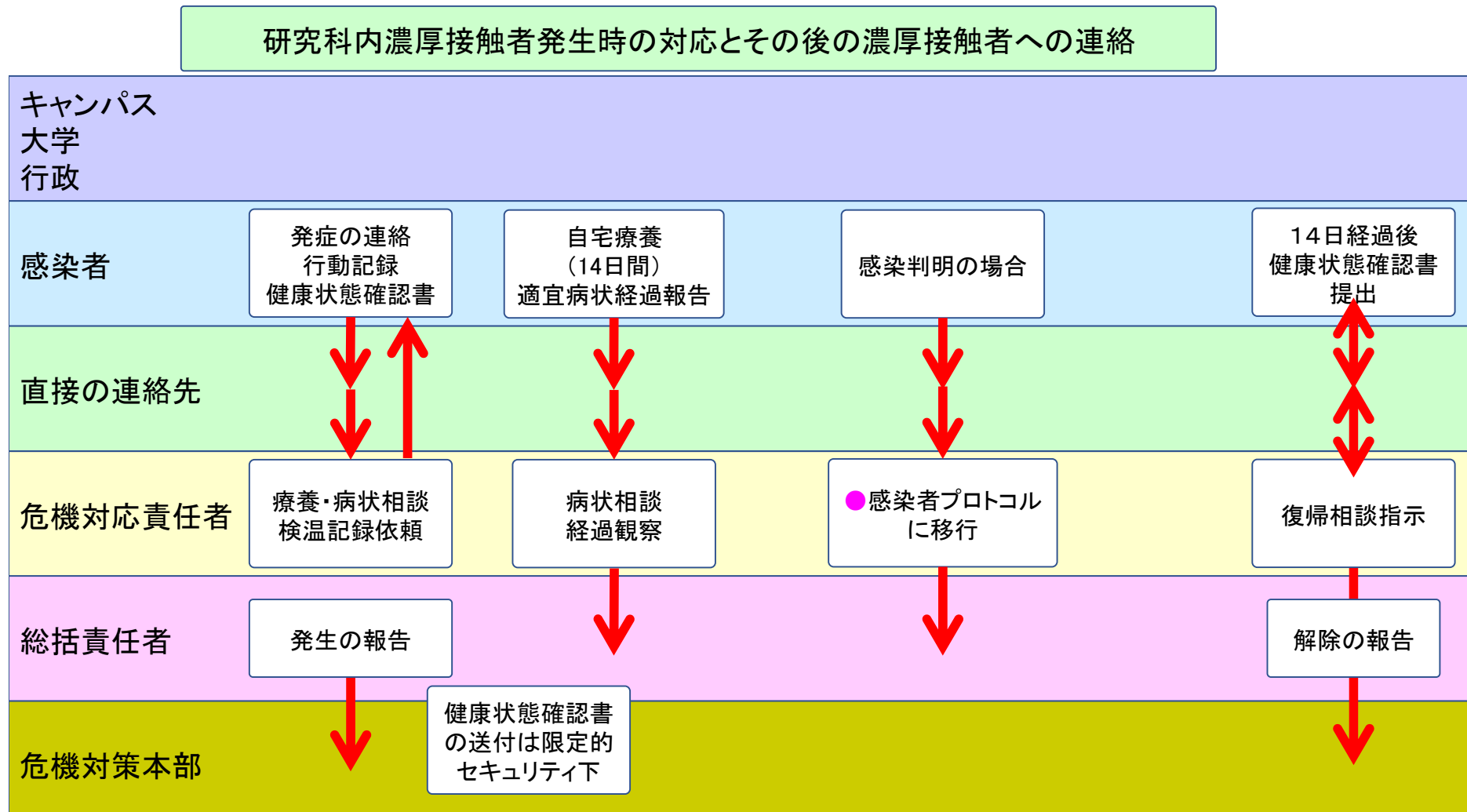
危機管理の Protokol 注

注1 有症状とは、37.5℃以上の発熱、あるいは感冒・上気道炎様症状、あるいは臭覚・味覚異常	
注2 濃厚接触者 感染者に症状が出現したあとに、マスクを着用せずに有症状感染者と会話・同席・食事等の接触があった者。（接触者自身がマスクをして手指衛生をしていれば、カンファレンスで同席するといっただけでは濃厚接触とはならない）	
注3 PCR陰性化、退院後に再燃する症例があるため、退院後も14日間の自宅待機が望ましい	
注4 行政検査 現時点(3/9)では、濃厚接触者は積極的疫学検査の適応となる	
注5【帰国者・接触者相談センター】電話 075-222-3421 受付時間 土日・祝日を含む24時間 (英語・中国語は電話通訳可能。電話 075-752-1166 (京都市国際交流協会 行政通訳相談 ただし、曜日・時間に限りがあり。英語(English) 火曜日・水曜日・木曜日 9時～17時 中国語(Chinese) 水曜日・金曜日 9時～17時)	

<感染者発生対応のフローチャート>



<濃厚接触者発生時のフローチャート>



★更新履歷

Ver. 0.0	20200410	暫定版
Ver. 0.1	20200413	執行部指摘版
Ver. 0.2	20200414	執行部確認版

以上

京大北部キャンパス 学生用

農学部／農学研究科

悪徳商法に騙された！
○○で悩んでいる。
相談窓口がわからない。

落とし物を
した！拾った！

急病！ケガ！救急を
呼んだ！呼んで！

事件！警察を
呼んだ！呼んで！

不審者がいる！
学内で盗難発生！

窓口へ(電話相談也可)
平日8:30～17:15

学部生(学部教務掛)
075-753-6012

大学院生(大学院教務掛)
075-753-6014

夜間・休日

075-753-2255
(農学部門衛所)

080-4156-5676
(携帯)

平日 8:30～17:15

075-753-6004
(総務掛)

宇治地区キャンパス利用学生用 休日・夜間

不審者がいる！
建物の障害 → **0774-38-4350**(門衛所)

個人的な
連絡先の
備考メモ

Safety Support Card 2024.03

火事だ！ → **119**

給・排水が
漏れている！

異臭がする！

電気系統に
トラブルだ！

夜間・休日

075-753-2255
(農学部門衛所)

080-4156-5676
(携帯)

075-753-6034
(農学部防災監視室)

平日 8:30～17:15

075-753-6022
(設備掛)

ガス漏れだ！

夜間・休日

0120-819-424
(大阪ガス)

エレベータが
故障した！

夜間・休日

農学部総合館
農学生命科学研究棟
農学2号館での故障は

0120-990-947
(エス・イー・シーエレベーター)

On-campus Hotline

Kyoto University North Campus Faculty/Graduate School of Agriculture

Deceived by illegal
Business practice!

Facing problems...

Don't know
Where to consult...

Lost and Found

Sudden illness!
Got injured!
Need ambulance!

Accident/Crime!
Need the police!

Suspicious individual!
Theft on campus!

075-753-2251
Student Affairs Office

Office hour
Mon-Fri
8:30-17:15

Telephone counseling
available

Safety Support Card

Fire! Ambulance! → **119** Fire Station

Police! → **110** Police Station

1,
Introduction of
medical facilities with
English-speaking staff

2,
Medical consultation
Over phone

06-4395-0555
AMDA International
Information Center

English
Mon-Fri 9:00-17:00
For other languages,
Visit AMDA's website

Immigration Office
in Kyoto → **075-752-5997**
Mon-Fri
9:00-12:00/13:00-16:00

General Inquiries
about visa → **06-4703-2150**
Immigration Bureau
Information Center